第百三十一号議案

東京都営空港条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出

者 東京都知事 小 池

小 池 百 合

子

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例 昭 和三十七年東京都条例第五十三号) 0) 部を次のように改正する。

別表第二設備使 用 料の部 大島空港ベルトコンベヤーの 項の次に次のように加える。

大島空港け 大島空港 給 油設 ん引 備 装 置 月 時 間 八 万九千二百 五. 百 円 円

別表第二備考三を 同 表備 考四とし、 同 表備考二を同表備考三とし、 同表備考一 0) 次に次のように加える。

一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間に切り上げる。

附則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(提案理由)

大島空港けん引装置及び大島空港給油設備の設置に伴 61 設備使用料に係る規定を改める必要がある。

第百 三 十 一号議案 東京都営空港条例の一部を改正する条例